

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年5月21日
(第31期) 至 平成27年5月20日

株式会社クスリのアオキ

石川県白山市松本町2512番地

(E03469)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 業績等の概要	6
2. 仕入及び販売の状況	7
3. 対処すべき課題	8
4. 事業等のリスク	9
5. 経営上の重要な契約等	11
6. 研究開発活動	11
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
第3 設備の状況	13
1. 設備投資等の概要	13
2. 主要な設備の状況	13
3. 設備の新設、除却等の計画	14
第4 提出会社の状況	15
1. 株式等の状況	15
2. 自己株式の取得等の状況	28
3. 配当政策	29
4. 株価の推移	29
5. 役員の状況	30
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	34
第5 経理の状況	39
1. 財務諸表等	40
(1) 財務諸表	40
①貸借対照表	40
②損益計算書	43
③株主資本等変動計算書	45
④キャッシュ・フロー計算書	47
⑤附属明細表	67
(2) 主な資産及び負債の内容	69
(3) その他	71
第6 提出会社の株式事務の概要	72
第7 提出会社の参考情報	73
1. 提出会社の親会社等の情報	73
2. その他の参考情報	73
第二部 提出会社の保証会社等の情報	74
[内部統制報告書]	
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成27年8月19日
【事業年度】	第31期（自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日）
【会社名】	株式会社クスリのアオキ
【英訳名】	KUSURI NO AOKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076-274-1111
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理本部長 八幡 亮一
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076-274-1111
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理本部長 八幡 亮一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月		平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
売上高	(百万円)	64,690	76,135	—	—	—
経常利益	(百万円)	2,242	3,591	—	—	—
当期純利益	(百万円)	1,048	2,062	—	—	—
包括利益	(百万円)	1,045	2,063	—	—	—
純資産額	(百万円)	9,180	11,082	—	—	—
総資産額	(百万円)	28,796	33,824	—	—	—
1株当たり純資産額	(円)	1,182.12	1,424.95	—	—	—
1株当たり当期純利益金額	(円)	135.08	265.73	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	265.24	—	—	—
自己資本比率	(%)	31.9	32.7	—	—	—
自己資本利益率	(%)	12.0	20.4	—	—	—
株価収益率	(倍)	7.8	7.0	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,671	4,083	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△926	△2,257	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△264	△420	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	2,709	4,114	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	884 (1,379)	991 (1,707)	— (—)	— (—)	— (—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第29期より連結財務諸表を作成していないため、連結経営指標等は記載しておりません。

4. 第31期より金額の表示単位を千円から百万円に変更しております。なお、比較を容易にするため、第27期より百万円単位に組替え表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成23年 5 月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月	平成27年 5 月
売上高 (百万円)	64,690	76,135	93,174	114,411	134,994
経常利益 (百万円)	2,225	3,564	4,511	6,085	7,959
当期純利益 (百万円)	1,037	2,047	2,894	3,825	5,213
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	1,294	1,301	1,312	1,337	1,367
発行済株式総数 (株)	7,760,000	7,771,000	7,787,000	7,824,000	15,689,000
純資産額 (百万円)	9,106	10,993	13,673	16,974	21,983
総資産額 (百万円)	28,770	33,735	40,928	51,772	64,550
1株当たり純資産額 (円)	293.16	353.37	438.52	541.78	699.59
1株当たり配当額 (円)	22.00	30.00	32.00	38.00	22.00
(うち1株当たり中間配当額)	(10.00)	(11.00)	(16.00)	(19.00)	(11.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	33.41	65.93	93.02	122.49	166.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	65.81	92.42	121.95	165.86
自己資本比率 (%)	31.6	32.6	33.4	32.7	34.0
自己資本利益率 (%)	12.0	20.4	23.5	25.0	26.8
株価収益率 (倍)	7.9	7.0	19.0	14.6	26.8
配当性向 (%)	16.5	11.4	8.6	7.7	6.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	4,497	6,306	8,307
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△3,974	△7,229	△6,354
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△695	2,331	1,271
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	—	3,850	5,257	8,481
従業員数 (人)	843	991	1,096	1,243	1,400
(外、平均臨時雇用者数)	(1,284)	(1,682)	(2,167)	(2,792)	(3,083)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第28期までは連結財務諸表を作成していたため、それ以前の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

4. 第29期、第30期及び第31期の持分法を適用した場合の投資利益については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

5. 当社は、平成26年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。また、平成27年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

6. 第31期より、商品の評価方法について会計方針を変更したため、第30期の関連する主要な経営指標等について、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。
7. 第31期より金額の表示単位を千円から百万円に変更しております。なお、比較を容易にするため、第27期より百万円単位に組替え表示しております。

2【沿革】

当社は、明治2年に石川県において創業した薬種商をその前身としております。昭和に入り薬剤師免許を取得した青木信孝（現当社取締役会長青木桂生並びに現当社取締役最高顧問青木保外志の実父）が「青木二階堂薬局」の商号で石川県松任市（現白山市）の目抜き通りにおいて薬局営業を続け、業歴の長い老舗の薬局として近郊には広く知られる存在でありました。一方、当社取締役会長青木桂生は昭和48年5月松任市駅前店舗を青木信孝より引継ぎ独立、当社取締役最高顧問青木保外志の参画を得て昭和51年6月有限会社青木二階堂薬局を設立、石川県松任市（現白山市）のショッピングセンターなどで薬局を経営しておりました。

この間昭和50年代に入り薬局立地の距離制限が撤廃され薬局間の競争が本格化しはじめたことや、小売業立地の変化（商店街立地→駅前立地→郊外型立地）など経営を取り巻く環境は大きく変化する中で、従来型の薬局経営には限界があること、これを打開するためには全く新しい業態（ドラッグストア）への進出が不可欠であるという認識に至りました。こうした経緯を経て、当社取締役会長青木桂生及び当社取締役最高顧問青木保外志は昭和60年1月株式会社クスリのアオキ（資本金15,000千円、代表取締役社長青木桂生）を設立いたしました。設立以後の沿革は、次のとおりであります。

年月	事項
昭和60年1月	株式会社クスリのアオキ設立、資本金15,000千円、代表取締役社長青木桂生、本社所在地（石川県金沢市泉野出町4丁目322番地）
昭和61年3月	石川県1号店を金沢市に出店
平成4年3月	本社移転（所在地 石川県松任市（現 白山市）博労町208番地）
平成7年9月	本部兼集配センターを新設（石川県松任市（現 白山市）松本町2512番地）
平成8年11月	株式会社青木二階堂薬局、株式会社草山商事を合併、合併による店舗引継ぎ5店舗 本社移転（所在地 石川県松任市（現 白山市）松本町2512番地）
平成9年4月	富山県1号店を砺波市に出店（現 砺波店）
平成9年9月	福井県1号店を福井市に出店（現 福井若杉店）
平成9年11月	アルビス株式会社と共同出店等を目的とした業務提携・資本提携（平成15年3月にアルビス株式会社との業務提携・資本提携解消）
平成9年12月	株式会社ツルハと商品仕入等の相互協力を目的とした業務提携・資本提携
平成10年3月	アルビス株式会社から営業譲受、営業譲受による店舗増4店舗
平成12年3月	株式会社ニチイ学館との業務提携
平成12年3月	有限会社三和薬商から営業譲受、営業譲受による店舗増1店舗
平成13年9月	イオンウェルシア株式会社（現 イオン商品調達株式会社）と商品の共同仕入等を目的とした業務提携
平成15年1月	イオン株式会社と商品の共同開発等を目的とした業務提携・資本提携
平成16年10月	売場面積400坪を超える大型店を新規出店では初めて石川県白山市に出店（現 北安田店）
平成17年11月	新潟県1号店を上越市に出店（現 藤巻店）
平成18年2月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成18年10月	株式会社青木二階堂を設立
平成19年3月	石川県金沢市での玉鉾店出店により、100店舗を達成
平成20年8月	長野県1号店を長野市に出店（現 篠ノ井店）
平成23年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
平成24年4月	群馬県1号店を伊勢崎市に出店（現 田部井店）
平成24年11月	株式会社青木二階堂を清算
平成25年6月	岐阜県1号店を岐阜市に出店（現 岐阜県庁南店）
平成26年1月	滋賀県1号店を栗東市に2店舗同時出店（現 霊仙寺店・目川店）
平成26年4月	愛知県1号店を一宮市に出店（現 東五城店）
平成26年8月	埼玉県1号店を深谷市に出店（現 田谷店）
平成27年2月	三重県1号店を津市に出店（現 津河芸店）

3 【事業の内容】

当社は、「健康と美と衛生を通じて社会から期待される企業作りを目指すこと」という経営理念に基づいて、医薬品や化粧品を核商品としながら、生活者の利便性も重視して、日用雑貨、食品、小物衣料などの生活必需品を加えた品揃えのあるドラッグストア事業を行っております。当社のドラッグストアは、出店立地の環境に応じて売場面積150坪から500坪の範囲で店舗展開を進めております。

ドラッグストアの出店地域は主に北陸3県であり、当該地域におけるドミナント基盤強化を行っております。更に、富山県に隣接する新潟県への出店を継続しており、当該地域においてもドミナントエリアの拡大を行っております。平成27年5月20日現在で北陸3県に158店舗の直営店を展開しており、当該地域ではトップシェアの状況にあります。また、新潟県に34店舗、長野県に17店舗、群馬県に21店舗、岐阜県に19店舗、滋賀県に5店舗、愛知県に1店舗、埼玉県に3店舗、三重県に3店舗の直営店を展開しております。

また、当社はセルフメディケーション（自己治療）と医薬分業の受け皿として地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指して調剤薬局も展開しております。調剤薬局はドラッグストアとの併設を基本にしており、平成27年5月20日現在でドラッグストアとの併設薬局135店舗、それらに加えて調剤専門薬局6店舗を有しております。

なお、当社の商品は「ヘルス」「ビューティ」「ライフ」「調剤」に分類されており、主な取扱品目は次のとおりであります。

- ヘルス …医薬品、ビタミンサプリメントやダイエットサプリメント等の健康食品、救急用品や健康管理用品等の医療用品
- ビューティ…カウンセリング化粧品、洗顔料等のフェイスクア商品、ボディソープ等のボディケア商品、シャンプー等のヘアケア商品、歯磨等のオーラルケア商品
- ライフ …オムツ等のベビー関連商品、介護用品、生理用品、洗剤、家庭用品、ペットフード、靴下や肌着等の衣料用品、家電用品、菓子・飲料等の食品
- 調剤 …薬局にて処方する医療用医薬品

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
㈱A2ロジ	石川県金沢市	5	総合物流サービス	49	当社が配送を委託しております。 役員兼任があります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年5月20日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,400 (3,083)	32.3	5.0	4,458,357

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーやアルバイト）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数及び臨時雇用者数が、前事業年度末に比べそれぞれ157人及び291人増加したのは、主に新規出店に伴う新規採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、UAゼンセンスリのアオキユニオンと称し、UAゼンセンを上部団体として平成14年5月21日に結成されました。平成27年5月20日現在1,255名の組合員（パートタイマー含む）を有しております。なお、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（平成26年5月21日～平成27年5月20日）におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策等を背景に為替相場も円安で安定し、企業収益の改善や設備投資の回復等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、昨年4月に実施されました消費税増税の影響の他、平成29年4月に予定されております消費税増税並びに円安による輸入価格上昇の影響など、景気の先行については不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、激しい出店競争や価格競争に加え、平成21年6月の旧薬事法の改正に伴い、他業種の参入により医薬品販売の先行きの厳しさなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、「健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業作りを目指します。」という理念の下、引続き、地域のお客様に支持される売場づくりに努めるとともに、既存店の活性化に注力し、20店舗の全面改装（増床含む）を実施いたしました。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを石川県に2店舗、富山県に4店舗、新潟県に4店舗、長野県に2店舗、群馬県に8店舗、岐阜県に12店舗、滋賀県に2店舗、埼玉県に3店舗、三重県に3店舗の合計40店舗の出店を行い、更なるドミナント化を推進するとともに、営業エリアを拡大いたしました。また、ドラッグストア併設調剤薬局を石川県に3薬局、富山県に5薬局、福井県に2薬局、新潟県に3薬局、長野県に3薬局、群馬県に3薬局、岐阜県に2薬局、滋賀県に2薬局、愛知県に1薬局、埼玉県に1薬局、三重県に1薬局の合計26薬局を新規開設いたしました。一方、ドラッグストア2店舗、ドラッグストア併設調剤薬局1薬局を閉店いたしました。

この結果、当事業年度末の当社の店舗数は、ドラッグストア261店舗（内調剤薬局併設店舗135店舗）、調剤専門薬局6店舗の計267店舗となっております。

当事業年度の業績は、売上高1,349億94百万円（前年同期比18.0%増）、営業利益77億78百万円（同31.8%増）、経常利益79億59百万円（同30.8%増）、当期純利益52億13百万円（同36.3%増）となり、増収増益となりました。

商品部門別の売上高の概況は次のとおりです。

①ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は182億86百万円（売上構成比13.5%、前年同期比9.3%増）となりました。

②ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスクア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスクア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。その結果、ビューティ部門の売上高は259億63百万円（同19.2%、同11.1%増）となりました。

③ライフ部門（食品や家庭用品等）

お客様の利便性を考慮した品揃えの充実を図るために、主としてフード商品やハウスキーピング関連商品の強化により一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は761億63百万円（同56.4%、同22.3%増）となりました。

④調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局を26薬局を開設するとともに、接遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は145億81百万円（同10.8%、同21.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、84億81百万円（前年同期は52億57百万円）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は83億7百万円（前年同期は63億6百万円の収入）となりました。

これは主として、税引前当期純利益の計上78億35百万円、減価償却費の計上26億26百万円、仕入債務の増加40億68百万円等によって資金が増加した一方で、たな卸資産の増加30億72百万円、法人税等の支払額が27億49百万円等によって資金が減少したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は63億54百万円（前年同期は72億29百万円の支出）となりました。

これは主として、新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出50億74百万円、敷金及び保証金の差入による支出5億31百万円、建設協力金の支払による支出5億91百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は12億71百万円（前年同期は23億31百万円の収入）となりました。

これは主として、新規店舗の建物建築等を使途とする長期借入れによる収入48億円と、長期借入金の返済による支出23億62百万円、リース債務の返済による支出8億85百万円、配当金の支払額3億21百万円等によるものです。

2【仕入及び販売の状況】

当社は医薬品・化粧品等の小売業という単一セグメントであるため、仕入実績は商品部門別に、販売実績は商品部門別及び地域別に記載しております。

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績を商品部門別に示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)	前年同期比 (%)
ヘルス (百万円)	11,395	113.7
ビューティ (百万円)	18,940	112.7
ライフ (百万円)	62,612	120.4
調剤 (百万円)	9,692	131.3
合計 (百万円)	102,640	119.1

(注) 1. 上記の金額は、物流益等（店舗への直送受託収入から直送委託費用を控除した物流益及び発注にかかるデータ収入）を控除しておりません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

①商品部門別販売実績

当事業年度の販売実績を商品部門別に示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)	前年同期比 (%)
ヘルス (百万円)	18,286	109.3
ビューティ (百万円)	25,963	111.1
ライフ (百万円)	76,163	122.3
調剤 (百万円)	14,581	121.2
合計 (百万円)	134,994	118.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②地域別販売実績

当事業年度の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

区分	店舗数 (店)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)	前年同期比 (%)
北陸 (百万円)	164	93,775	108.5
信越 (百万円)	51	25,081	112.4
北関東 (百万円)	24	8,854	212.3
東海・近畿 (百万円)	28	7,282	479.9
合計 (百万円)	267	134,994	118.0

(注) 1. 店舗数は当事業年度末現在のものです。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) ドラッグストア業界の競争激化について

ドラッグストア業界は、同業他社との出店競争や価格競争及び規制緩和による他業態との競合がますます激化することは必至であり、経営環境はさらに厳しい状況におかれるものと思われま

す。当社はこの厳しい経営環境において、確実に成長して利益を確保し続ける強固な企業体質を構築するために、次のような課題に取り組んでまいります。

店舗開発力を強化し、今後さらに多店舗出店を進めても店舗オペレーションの生産性が維持、向上できるよう、人材の確保と育成を行ってまいります。また、店舗オペレーションの生産性向上を支えるために、各種の業務システムの整備を推進して、顧客満足を実現できる適正な売場面積や品揃えは何か、常に仮説を立案して、検証、修正及び実施というマネジメントサイクルを確立し運用すると同時に財務体質の強化を図っていく所存であります。

(2) 薬剤師の確保及び登録販売者の養成について

当社は医薬品の販売を行っており、調剤薬局を併設したドラッグストアの出店により、地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指しているため、薬剤師の確保は重要な課題と認識しております。また、改正薬事法の施行に伴い、登録販売者の養成も重要な課題となっております。

これらの課題に対処するため、薬剤師の確保につきましては、薬学部在籍者に対し、社内外での会社説明会や店舗見学を実施するなど、幅広くリクルート活動を行っており、中途採用につきましても人材斡旋業者に仲介を依頼する他に、ホームページや販促用チラシに募集広告を掲載する等、積極的な採用活動を行っております。

また、登録販売者の養成につきましては、eラーニングや、社内研修等の教育体系を構築して、全社的に取り組んでおります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業等に係るリスク要因になる可能性のある重要事項を以下のとおり記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は当社の事業等及び当社株式への投資に係るリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 法的規制について

① 「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）等による規制について

当社は、「医薬品医療機器等法」で定義する医薬品等を販売するにあたり、各都道府県の許可、登録、指定、免許及び届出を必要としております。また、食品、たばこ、酒類等を販売するにあたり、食品衛生法等それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、当社の出店及び商品政策は影響を受ける可能性があります。

認可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連する法令	許可等の交付者
医薬品販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
保険薬局指定	6年	健康保険法	所轄地方厚生局長
毒物劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	各都道府県知事又は所轄保健所長
高度管理医療機器等販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
麻薬小売業免許	2年(注)	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
乳類販売業許可	6年	食品衛生法	所轄保健所長
食肉販売業許可	5～8年	食品衛生法	所轄保健所長
魚介類販売業許可	5～8年	食品衛生法	所轄保健所長
一般酒類小売業免許	無制限	酒税法	所轄税務署長
製造たばこ小売販売業許可	無期限	たばこ事業法	所轄財務局長

(注) 新規の場合、「麻薬小売業免許」の有効期限は、免許開始日の翌年の12月31日までであります。

② 薬価基準の改正及び調剤報酬の改定について

当社の調剤売上は、健康保険法に定められた薬価基準に基づく薬剤収入と、同法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤技術に係る収入との合計額であります。薬剤収入については、薬価基準の改正によって薬価基準が引き下げられる一方、各医薬品卸売業者との価格交渉により、仕入価格が同程度引き下げられなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、調剤報酬の改定によって調剤報酬点数の引き下げ等があった場合にも当社の業績は影響を受ける可能性があります。

③ 有資格者の確保について

医薬品医療機器等法により、医薬品販売業務や調剤業務は、医薬品の分類に基づき、薬剤師や登録販売者（平成21年6月の旧薬事法の改正により新設）の配置が義務づけられており、薬剤師や登録販売者の確保は重要な課題であると認識しております。そのため当社は、積極的な採用活動を繰り広げるとともに、登録販売者の育成に努力しておりますが、薬剤師や登録販売者が十分確保できない場合には、当社の出店政策に影響を及ぼす可能性があります。

④ 医薬品の販売規制緩和について

当社は、医薬品販売業許可及び薬局開設許可等の許可を受けて営業しております。平成21年6月の旧薬事法の改正に伴い、リスクの低い医薬品については新設の登録販売者が販売可能となったことや、平成26年6月の旧薬事法の改正に伴い、インターネット販売が解禁になったことにより、他業種が医薬品販売に参入する障壁が低くなっております。今後医薬品の販売規制がさらに緩和され、一般小売店における販売の自由化が進展した場合や他業種との競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤出店に関する規制について

当社はドラッグストア及び調剤薬局の多店舗展開を行っておりますが、売場面積が1,000㎡超の店舗を新規出店する場合及び増床により売場面積が1,000㎡超の店舗となる場合において、「大規模小売店舗立地法」の規定に基づき、騒音やゴミ処理法等、出店近隣住民の生活を守る立場から、都道府県又は政令指定都市から一定の審査を受けます。当社は地域住民や自治体との調整を図りながら、「大規模小売店舗立地法」を遵守していきませんが、この審査の進捗状況によっては、新規出店や増床計画の遅延及び変更が生じて、当社の出店政策に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業展開について

①出店政策について

当社は平成27年5月20日現在、北陸を地盤に北関東から東海近畿に及ぶ11県においてドラッグストア261店舗（内調剤併設店135店舗）、調剤専門薬局6店舗を経営しております。今後も北陸3県での新規出店とともに、新しい商圈である岐阜県、滋賀県及び愛知県等に新規での出店を進めて行く予定であります。物件確保の状況により、当社の出店政策に影響を受ける可能性があります。

また、新しい商圈における出店では一定のドミナントが形成されるまで、ドミナント戦略（店舗間の距離を近づけることでお客様の認知度を高め、広告宣伝費等のコストを低く抑える戦略）のメリットを享受することができません。したがって、物件確保の状況や同業他社との出店競争等により、ドミナントの形成までに時間を要する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②医薬分業率の動向について

医薬分業制度は、医療の質的な向上を図るために国の政策として推進されてきております。

しかしながら、当社が調剤薬局を展開している北陸3県は、全国平均と比較して医薬分業率の進行度が低いという状況にあり、今後の医薬分業率の進行状況は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③個人情報の保護について

当社は、メンバーズカードシステムの運用に伴う顧客情報、調剤薬局における顧客の薬歴等、多くの個人情報を有しております。情報管理については、社内規程を定めるなど十分に注意して漏洩防止に努めておりますが、万一個人情報漏洩した場合には、社会的信用の失墜や訴訟の提起による損害賠償、「個人情報の保護に関する法律」に基づく行政処分等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④調剤過誤について

当社は、薬剤師の調剤技術や薬剤知識の向上に取り組んでおり、調剤過誤防止のために調剤室の環境整備や調剤業務の運用において細心の注意を払っております。薬剤交付前には最終鑑査を行い、複数の薬剤師が配置されている薬局では相互チェックを行う等、鑑査体制の充実を図っております。また、万一の場合に備えて、全調剤薬局において「薬剤師賠償保険」に加入しております。しかしながら、将来において調剤過誤による訴訟を受けるようなことがあった場合は、社会的信用の失墜や多額の損害賠償金額の支払等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤食品の安全性について

当社は、日配食品、生鮮食品等の食品を販売しております。安心・安全な食品を提供するため、鮮度管理、温度管理等に関するマニュアルの整備と適正な運用に努めております。しかし、万一、食中毒や社会全般にわたる一般的な衛生問題等が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥自然災害について

当社は、自然災害に対する備えとして災害マニュアルを作成し、従業員等への教育を行い、被害を最小限に抑える体制の構築に努めております。しかしながら、当社の店舗等の所在地域において、想定外の大規模な地震や台風等の自然災害が発生し、店舗等設備の物理的損害、物流網の障害、情報システムの障害及び従業員の人的被害等が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

相手先	締結年月日	契約期間	契約の概要
株式会社ツルハ	平成9年12月8日	契約期間の定めはありません。	次の課題に関する業務提携と資本提携を行っております。 1. 業務提携 商品の仕入・開発等に関する相互協力 店舗の開発及び運営等に関する相互協力 人材教育に関する相互協力 システムの相互研究と経営ノウハウの交流 2. 資本提携 当社が平成9年12月に実施した第三者割当増資のうち380株の引受及び平成15年4月に実施した第三者割当増資のうち25株の引受
株式会社ニチイ学館	平成12年3月2日	自平成12年4月1日至平成13年3月31日以降1年ごとの自動更新	次の課題に関する業務提携を行っております。 1. 医療、保健、福祉の三位一体型店舗機能の開発とサービス提供 2. 生活支援型店舗機能の開発とサービス提供
イオン株式会社	平成15年1月22日	契約期間の定めはありません。	次の課題に関する業務提携と資本提携を行っております。 1. 業務提携 「イオン・ウエルシア・ストアーズ（現 ハピコム）」の事業活動への参加 医薬品の共同開発への取組み 什器・資材・備品等の共同調達への取組み イオン株式会社の開発商品等の供給 薬剤師の採用・教育活動における協力 2. 資本提携 当社が平成15年4月に実施した第三者割当増資、及び自己株式380株譲渡を含め合計405株の引受
イオン株式会社 イオン商品調達株式会社	平成21年5月29日	契約期間の定めはありません。	「ハピコム」の共同商品の開発やその売買、並びにNB商品の共同仕入とその売買に関する契約

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

下記事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、必要と思われる見積りを合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

当事業年度の業績は、売上高1,349億94百万円（前年同期比18.0%増）、営業利益77億78百万円（同31.8%増）、経常利益79億59百万円（同30.8%増）、当期純利益52億13百万円（同36.3%増）となり、増収増益となりました。

なお、この詳細は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載しております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

ドラッグストア業界におきましては、出店・価格競争に加え、経営統合や業務・資本提携の動きがさらに進み、より一層激しい企業間競争が予想され、客数の減少や売上総利益率の低下、物件の確保など懸念材料が存在しております。これらは当社の業績や財政状態に影響を与える可能性があります。これらに加えて法的規制等の影響も受けております。

なお、この詳細は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、お客様の視点に立った店舗開発や売場づくりを進めながら、北陸地区のドミナントを深耕し、信越地区並びに北関東地区等の新規エリアへの進出を含めて、ドミナントエリアを拡大して行きます。また、ドラッグストアに調剤薬局を併設して、地域の「かかりつけ薬局」を目指していきます。これらを実現するために、社員教育やローコストオペレーションの推進などに積極的に取り組み、厳しい経営環境においても確実に成長して利益を確保し続ける強固な企業体質を構築することに努めてまいります。

(5) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は645億50百万円となり、前事業年度末に比べ127億78百万円増加いたしました。この主な要因は、現金及び預金の増加32億23百万円、新規出店による、商品及び製品の増加30億72百万円及び建物等の有形固定資産の増加40億73百万円等によるものであります。

当事業年度末の負債の合計は425億67百万円となり、前事業年度末に比べ77億69百万円増加いたしました。この主な要因は、買掛金の増加40億68百万円、未払金の増加4億29百万円、長期借入金の増加19億72百万円等によるものであります。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ50億8百万円増加し219億83百万円となりました。

(6) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末における現金及び現金同等物は、84億81百万円（前年同期は52億57百万円）となりました。

なお、この詳細は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

今後の見通しにつきましては、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策等を背景に為替相場も円安で安定し、企業収益の改善や設備投資の回復等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移する一方、昨年4月に実施されました消費税増税の影響の他、平成29年4月に予定されております消費税増税並びに円安による輸入価格上昇の影響など、景気の先行については不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社は昭和60年（1985年）設立以来一貫して社訓の冒頭に、「クスリのアオキは、健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業作りを目指します。」という理念を掲げており、地域のお客様の美や健康づくりに貢献でき、多様化する消費者の要望や欲求に的確に応えることができる店舗づくりを進め、ドラッグストアに対するお客様の支持向上を目指していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における当社の設備投資は、40店舗の新規出店を含め、合計8,521百万円であります。なお、当該設備投資の金額には敷金及び保証金、建設協力金を含んでおります。また、当事業年度における新規出店設備投資は次のとおりであります。

戸出店、西郷店、あずま店、氷見幸町店、下奥井店、大泉吉田店、新町店、富岡店、住吉店、岐阜羽島駅前店、東沖野店、神戸店、穂積店、つばめ白山町店、分水店、連取店、田谷店、大泉朝日店、東島店、五泉今泉店、宮司店、上柴東店、牛牧店、渋川店、七本木店、津河芸店、御経塚あやめ店、にんじん通り店、木津店、芥見店、算所店、栄町店、新島店、相生店、今渡店、墨坂店、西条店、大河端店、上尻毛店、大井店

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年5月20日現在

事業所名 (所在地)	事業 の名称	設備 の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	敷金 及び 保証金 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
泉ヶ丘店 (石川県金沢市) 他北陸地区164店舗	医薬品等 の販売	店舗	10,893	473 (4,565.61)	1,207	1,652	955	15,182	672 [1,942]
空港通り店 (新潟県新潟市) 他信越地区51店舗	医薬品等 の販売	店舗	5,207	41 (540.78)	513	470	357	6,589	216 [600]
田部井店 (群馬県伊勢崎市) 他関東地区24店舗	医薬品等 の販売	店舗	2,594	—	392	183	536	3,706	148 [230]
岐阜県庁南店 (岐阜県岐阜市) 他東海近畿地区28店舗	医薬品等 の販売	店舗	3,852	—	428	237	453	4,971	153 [241]
本 部 (石川県白山市)		事務所	127	573 (23,221.26)	5	305	1,039	2,050	211 [70]
合 計			22,675	1,087 (28,327.65)	2,546	2,849	3,341	32,500	1,400 [3,083]

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 帳簿価額「その他」は、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、建設協力金であります。
 3. 従業員数の〔 〕内は、パート社員及びアルバイト（1日8時間換算、年間平均雇用人数）であり、外書で記載しております。
 4. 従業員には出向者を含んでおりません。
 5. 当社は、医薬品・化粧品等の小売業という単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、経営方針、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、平成27年5月20日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

所在地区名	事業の 名称	設備の 内容	投資予定額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手 年月日	完了予定 年月日	完成後の 増加面積 (㎡)
信越地区	医薬品等の 販売	店舗	151	145	自己資金及 び借入金	平成27年2月	平成27年6月	1,204.27
関東地区	医薬品等の 販売	店舗	169	40	自己資金及 び借入金	平成27年2月	平成27年6月	1,272.17
東海近畿地区	医薬品等の 販売	店舗	179	143	自己資金及 び借入金	平成27年3月	平成27年6月	1,190.15

(注) 1. 投資予定額には、敷金及び保証金を含めております。

2. 金額には、消費税等を含めておりません。

3. 当社は、医薬品・化粧品等の小売業という単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注) 平成27年4月9日開催の取締役会決議により、平成27年5月21日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は40,000,000株増加し、80,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年5月20日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,689,000	31,386,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	15,689,000	31,386,000	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成27年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 平成27年4月9日開催の取締役会決議により、平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施し、発行済株式総数は15,689,000株増加いたしました。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成23年8月18日定時株主総会決議(第2回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成27年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1(1)	40(注)1(1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1(2)、2	16,000(注)1(2)、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	582(注)1(3)、2	291(注)1(3)、2、3
新株予約権の行使期間	自 平成25年10月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 582 資本組入額 291 (注)2	発行価格 291 資本組入額 146 (注)2、3
新株予約権の行使の条件	(注)1(4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1(5)	同左

(注) 1(1). 付与対象者の区分及び人数の詳細は、当社取締役会で決議いたします。

(2). 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(3). 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価格」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

(当初行使価格)

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

- ②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(4). 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
- ②上記①ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(5). 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- ①当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。
- ②当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。
- ③当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。
- ④当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。
- ⑤当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。
2. 平成26年4月3日開催の取締役会決議により、平成26年5月21日付をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
3. 平成27年4月9日開催の取締役会決議により、平成27年5月21日付をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

②平成24年8月17日定時株主総会決議（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	76(注)1(1)	66(注)1(1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,200(注)1(2)、2	26,400(注)1(2)、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,790(注)1(3)、2	895(注)1(3)、2、3
新株予約権の行使期間	自平成26年10月1日 至平成28年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,790 資本組入額 895 (注)2	発行価格 895 資本組入額 448 (注)2、3
新株予約権の行使の条件	(注)1(4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1(5)	同左

(注)1(1). 付与対象者の区分及び人数の詳細は、当社取締役会で決議いたします。

(2). 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(3). 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価格」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

(当初行使価格)

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}{\text{調整前行使価格}}$$

(4). 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

②上記①ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(5) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- ①当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。
 - ②当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。
 - ③当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。
 - ④当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。
 - ⑤当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。
2. 平成26年4月3日開催の取締役会決議により、平成26年5月21日付をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
 3. 平成27年4月9日開催の取締役会決議により、平成27年5月21日付をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

③平成25年8月19日定時株主総会決議（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	145(注)1(1)	145(注)1(1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000(注)1(2)、2	58,000(注)1(2)、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,606(注)1(3)、2	1,803(注)1(3)、2、3
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月1日 至 平成29年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,606 資本組入額 1,803 (注)2	発行価格 1,803 資本組入額 902 (注)2、3
新株予約権の行使の条件	(注)1(4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1(5)	同左

(注) 1(1). 付与対象者の区分及び人数の詳細は、当社取締役会で決議いたします。

- (2). 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

- (3). 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価格」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

(当初行使価格)

- 新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- ②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}{\text{調整前行使価格}}$$

(4)．新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
- ②上記①ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。④その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(5)．組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- ①当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。
- ②当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。
- ③当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。
- ④当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。
- ⑤当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。
2. 平成26年4月3日開催の取締役会決議により、平成26年5月21日付をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
3. 平成27年4月9日開催の取締役会決議により、平成27年5月21日付をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

④平成26年8月19日定時株主総会決議（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	288(注)1(1)	288(注)1(1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,800(注)1(2)	57,600(注)1(2)、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,905(注)1(3)	2,453(注)1(3)、2
新株予約権の行使期間	自平成28年10月1日 至平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,905 資本組入額 2,453	発行価格 2,453 資本組入額 1,226 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)1(4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1(5)	同左

(注)1(1). 付与対象者の区分及び人数の詳細は、当社取締役会で決議いたします。

(2). 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(3). 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価格」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

(当初行使価格)

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}{\text{調整前行使価格}}$$

(4). 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

②上記①ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。④その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(5) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。
 - ② 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。
 - ③ 当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。
 - ④ 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。
 - ⑤ 当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。
2. 平成27年4月9日開催の取締役会決議により、平成27年5月21日付をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年5月21日～ 平成24年5月20日 (注) 1	11,000	7,771,000	7	1,301	7	1,453
平成24年5月21日～ 平成25年5月20日 (注) 1	16,000	7,787,000	10	1,312	10	1,464
平成25年5月21日～ 平成26年5月20日 (注) 1	37,000	7,824,000	25	1,337	25	1,490
平成26年5月21日 (注) 2	7,824,000	15,648,000	—	1,337	—	1,490
平成26年5月21日～ 平成27年5月20日 (注) 1	41,000	15,689,000	29	1,367	29	1,519

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成26年5月21日付をもって普通株式1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が7,824千株増加しております。

3. 平成27年5月21日付をもって普通株式1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が15,689千株増加しております。

4. 平成27年5月21日から平成27年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が4,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年5月20日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	31	24	74	140	10	5,249	5,528	—
所有株式数 (単元)	—	23,686	1,852	49,924	26,721	12	54,657	156,852	3,800
所有株式数の 割合 (%)	—	15.10	1.18	31.83	17.04	0.00	34.85	100.0	—

(注) 自己株式138株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に38株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年5月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
脩二階堂	白山市東一番町2	2,000	12.75
イオン(株)	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	1,571	10.01
青木 桂生	白山市	1,216	7.76
青木 保外志	白山市	1,039	6.62
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口、信託口2、信託口1、信託口5、信託口6、信託口3、信託口9、信託口4、信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-11	873	5.57
(株)ツルハ	札幌市東区北二十四条東20丁目1番21号	810	5.16
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	628	4.01
青木 宏憲	金沢市	603	3.84
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライス ド ストック ファンド(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	492	3.14
青木 孝憲	金沢市	450	2.87
計	—	9,684	61.73

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口、信託口2、信託口1、信託口5、信託口6、信託口3、信託口9、信託口4、信託口7)の所有株式の内訳は、信託口が387千株、信託口2が92千株、信託口1が91千株、信託口5が80千株、信託口6が79千株、信託口3が79千株、信託口9が23千株、信託口4が20千株、信託口7が18千株であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年5月20日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 15,685,100	156,851	—
単元未満株式	普通株式 3,800	—	1単元 (100株) 未満 の株式
発行済株式総数	15,689,000	—	—
総株主の議決権	—	156,851	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式38株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年5月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有者株式の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松 本町2512番地	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

①平成23年8月18日定時株主総会決議（第2回新株予約権）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年8月18日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年8月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 8 使用人 33
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況①」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況①」に記載しております。

②平成24年8月17日定時株主総会決議（第3回新株予約権）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成24年8月17日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 8 使用人 37
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況②」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況②」に記載しております。

③平成25年8月19日定時株主総会決議（第4回新株予約権）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成25年8月19日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年8月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 8 使用人 27
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況③」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況③」に記載しております。

④平成26年8月19日定時株主総会決議（第5回新株予約権）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年8月19日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年8月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 7 使用人 27
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況③」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況③」に記載しております。

⑤平成27年8月19日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成27年8月19日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

なお、付与対象者の区分及び人数、株式の数については、有価証券報告書提出日の前月末現在のものを記載しております。

決議年月日	平成27年8月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役、使用人（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	15,400（上限）（注）2
新株予約権行使時の払込金額（円）	（注）3
新株予約権の行使期間	自平成29年10月1日 至平成31年9月30日
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 付与対象者の区分及び人数の詳細は、当社取締役会で決議いたします。

2. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価格」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

（当初行使価格）

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値の新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

- ②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

②上記①ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- ①当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。
- ②当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。
- ③当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。
- ④当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。
- ⑤当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （百万円）	株式数（株）	処分価額の総額 （百万円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式数	138	—	138	—

（注）当期間における保有自己株式数には、平成27年5月21日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて経営基盤強化のために必要な内部留保の充実を図ってまいりたいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり22円の配当（うち中間配当11円）を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、経営基盤のさらなる充実・強化のため、新規店舗の出店資金や既存店舗の改装資金等に充当する予定であり、業績向上を図るための有効投資に活用してまいりたいと考えております。

当社は「取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成26年12月18日 取締役会決議	172	11
平成27年8月19日 定時株主総会決議	172	11

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
最高(円)	1,192	2,248	7,970	7,840 □ 3,695	10,730 ■ 4,580
最低(円)	799	981	1,741	4,790 □ 3,380	3,230 ■ 4,220

(注) 1. 最高・最低株価は、平成23年3月10日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. □印は、株式分割（平成26年5月21日、1株→2株）による株利落後の株価であります。

3. ■印は、株式分割（平成27年5月21日、1株→2株）による株利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月	平成27年4月	平成27年5月
最高(円)	6,100	7,360	8,230	9,390	10,730	9,320 ■ 4,580
最低(円)	5,310	5,700	7,170	7,560	8,450	8,040 ■ 4,220

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. ■印は、株式分割（平成27年5月21日、1株→2株）による株利落後の株価であります。

5 【役員 の 状 況】

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 会長	-	青木 桂生	昭和17年2月13日生	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立取締役 昭和56年11月 同社代表取締役 昭和60年1月 当社設立代表取締役社長 平成11年7月 有限会社二階堂設立代表取締役 平成12年8月 株式会社ツルハ社外取締役 平成15年8月 当社代表取締役会長 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役(現任) 平成22年8月 当社取締役会長(現任) 平成27年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長(現任)	(注)6 ※1	2,433
取締役 最高顧問	-	青木 保外志	昭和24年1月2日生	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立監査役 昭和56年3月 有限会社三和薬商代表取締役 昭和60年1月 当社設立代表取締役専務 平成11年6月 代表取締役副社長 平成15年8月 代表取締役社長 平成24年5月 代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年5月 取締役最高顧問(現任)	(注)6 ※1	2,078
代表取締役 社長	-	青木 宏憲	昭和47年4月6日生	平成8年4月 大塚製薬株式会社入社 平成15年2月 当社入社 平成18年4月 管理部長 平成18年7月 執行役員管理部長 平成19年5月 執行役員人事教育部長 平成20年11月 執行役員調剤事業本部長 平成22年5月 執行役員営業本部長兼営業推進室長 平成22年6月 株式会社青木二階堂代表取締役社長 平成22年8月 代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長 平成24年5月 代表取締役専務執行役員営業本部長 平成26年5月 代表取締役社長兼社長執行役員(現任)	(注)6 ※1	1,206

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	常務 開発本部長	三沢 康司	昭和30年10月10日生	昭和54年4月 アルビス株式会社入社 平成8年4月 同社ドラッグ事業部長 平成10年4月 当社入社取締役開発担当部長 平成14年4月 取締役開発担当部長兼開発チーム リーダー 平成15年8月 取締役開発部長兼執行役員 平成17年5月 常務取締役開発部長（開発担当・ 新潟地区担当・店舗活性化担当） 平成18年5月 常務取締役開発部長（開発担当） 平成19年5月 常務取締役開発本部長兼店舗開発 部長 平成22年5月 常務取締役店舗開発部長 平成24年5月 取締役兼常務執行役員店舗開発部 長 平成24年10月 取締役兼常務執行役員（店舗開発 担当） 平成25年5月 取締役兼常務執行役員店舗開発部 長 平成26年5月 取締役兼常務執行役員開発本部長 兼立地開発部長 平成27年5月 取締役兼常務執行役員開発本部長 （現任）	(注) 6 ※1	44
取締役	常務 管理本部長	八幡 亮一	昭和41年8月24日生	平成元年4月 株式会社ワールド入社 平成16年7月 当社入社 平成18年5月 執行役員経営企画室長 平成22年5月 執行役員管理本部長 平成24年5月 常務執行役員管理本部長 平成24年5月 株式会社A2ロジ取締役（現任） 平成25年5月 当社常務執行役員財務企画・I R 室長 平成26年5月 常務執行役員管理本部長 平成26年8月 取締役兼常務執行役員管理本部長 （現任）	(注) 6 ※1	12
取締役	—	鶴羽 樹	昭和17年2月11日生	昭和51年6月 株式会社ツルハ入社 昭和53年7月 同社取締役 平成6年8月 同社専務取締役 平成8年8月 同社代表取締役専務 平成9年8月 同社代表取締役社長 平成16年8月 当社社外取締役（現任） 平成17年8月 株式会社ツルハホールディングス 代表取締役社長 平成19年1月 株式会社くすりの福太郎取締役 （現任） 平成20年8月 株式会社ツルハ代表取締役社長兼 社長執行役員 平成20年8月 株式会社ツルハホールディングス 代表取締役社長兼社長執行役員 平成25年12月 株式会社ハーティウォンツ取締役 （現任） 平成26年8月 株式会社ツルハ代表取締役会長 （現任） 平成26年8月 株式会社ツルハホールディングス 代表取締役会長（現任）	(注) 6 ※1	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	岡田 元也	昭和26年6月17日生	昭和54年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 平成2年5月 同社取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成7年5月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成14年5月 イオンモール株式会社取締役相談役（現任） 平成14年5月 株式会社CFSコーポレーション社外取締役相談役（現任） 平成15年5月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長 平成16年5月 株式会社カスミ社外取締役相談役（現任） 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役（現任） 平成24年3月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO（現任） 平成26年8月 当社社外取締役（現任） 平成26年11月 ウェルシアホールディングス株式会社取締役（現任） 平成27年2月 イオンリテール株式会社取締役相談役（現任） 平成27年2月 株式会社ダイエー取締役相談役（現任） 平成27年3月 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役（現任）	(注) 6 ※1	—
常勤監査役	—	田中 誠一	昭和24年1月11日生	昭和48年4月 株式会社北國銀行入行 平成9年6月 同行粟津支店長 平成13年4月 同行監査役室調査役 平成20年6月 当社入社内部監査室付部長 平成20年7月 株式会社青木二階堂監査役 平成20年8月 当社常勤監査役（現任） 平成24年5月 株式会社A2ロジ監査役（現任）	(注) 6 ※2	8
監査役	—	桑島 敏彰	昭和27年1月23日生	昭和49年4月 三井物産株式会社入社 昭和59年7月 カナカン株式会社入社 平成2年4月 同社取締役 平成6年2月 北陸冷蔵株式会社社外取締役 平成12年4月 カナカン株式会社代表取締役社長 平成22年6月 コカ・コーラカスタマーマーケティング株式会社入社 平成23年4月 同社執行役員トレードマーケティング統括部長 平成24年1月 同社執行役員第二営業本部長 平成25年9月 アトム運輸株式会社（現 株式会社シンクラン）入社（注）7 平成25年11月 同社取締役副社長（現任） 平成26年8月 当社社外監査役（現任）	(注) 6 ※3	—
監査役	—	中村 明子	昭和34年12月30日生	平成4年4月 弁護士登録 平成4年4月 わかくさ法律事務所入所 平成6年2月 松本洋武法律事務所入所（現在に至る） 平成26年3月 株式会社北國新聞社社外監査役（現任） 平成26年8月 当社社外監査役（現任）	(注) 6 ※3	—
計						5,789

- (注) 1. 代表取締役社長青木宏憲は、取締役会長青木桂生の実息であります。
 2. 取締役最高顧問青木保外志は、取締役会長青木桂生の実弟であります。
 3. 取締役鶴羽 樹、岡田元也は、社外取締役であります。
 4. 監査役桑島敏彰、中村明子は、社外監査役であります。
 5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。(※は取締役兼務を表しております。)

役名	職名	氏名
※ 社長執行役員		青木 宏憲
専務執行役員	店舗運営本部長	青木 孝憲
※ 常務執行役員	開発本部長	三沢 康司
常務執行役員	商品本部長兼MD企画室長	吉野 邦彦
※ 常務執行役員	管理本部長	八幡 亮一
執行役員	東地区立地開発部長	中村 正
執行役員	総務部長	亀丸 博史

6. 任期 ※ 1. 平成27年8月19日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 ※ 2. 平成24年8月17日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 ※ 3. 平成26年8月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 7. アトム運輸株式会社は、平成27年1月に株式会社シンクランに社名変更しております。
 8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
森岡 真一	昭和52年3月18日生	平成15年11月 弁護士登録 平成17年8月 兼六法律事務所(現弁護士法人兼六法律事務所)入所	(注)	—

- (注) 補欠監査役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 9. 当社は、平成27年5月21日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施いたしました。所有株式数は株式分割後の株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実及び強化のために、当面の重要課題として、経営監督組織の確立、リスクマネジメント体制の強化、コンプライアンスの徹底並びに企業倫理の確立に関する取り組みを行っております。

①会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

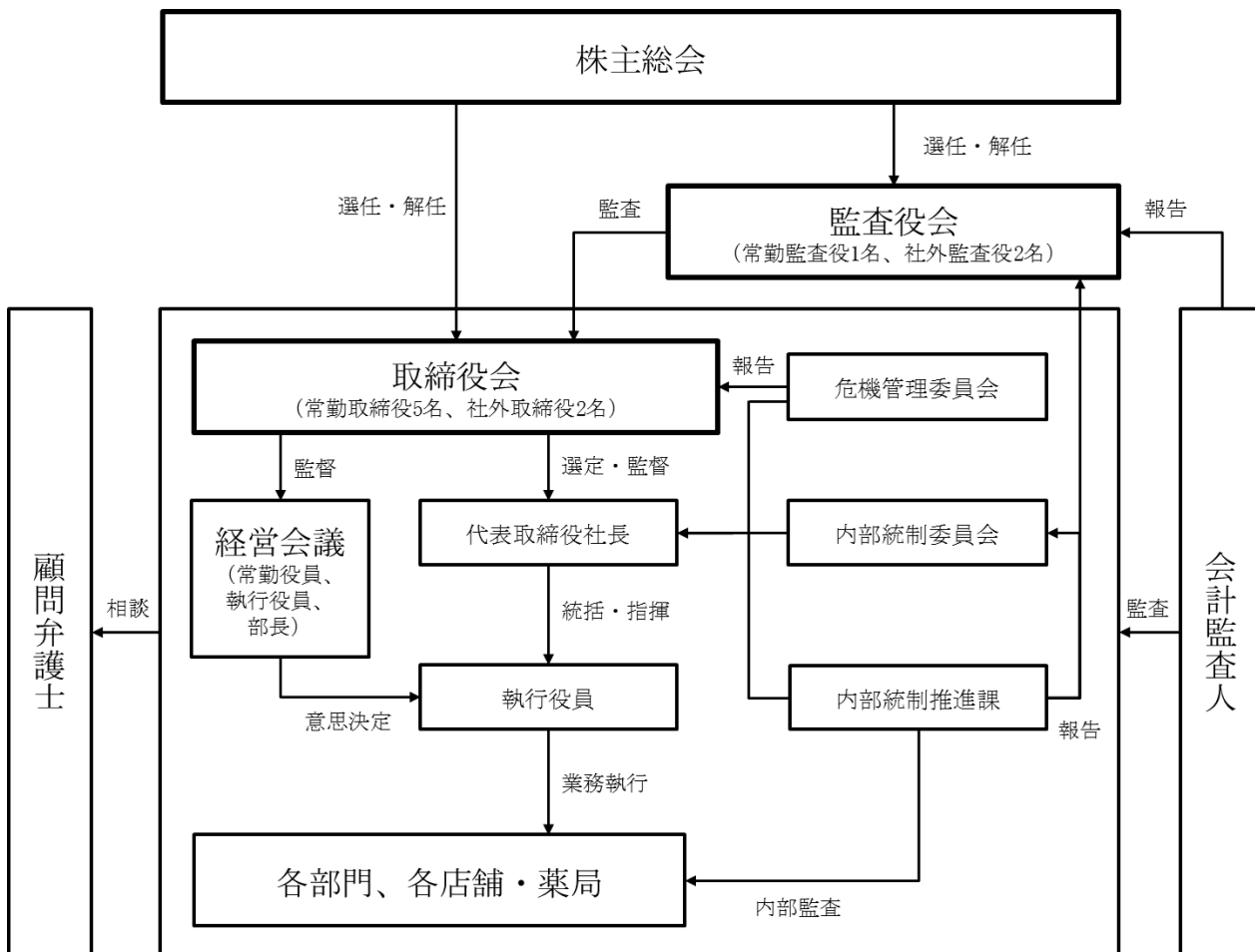
イ. 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しており、会社の機関としては、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社の取締役会は、平成27年8月19日現在、常勤取締役5名、社外取締役2名、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、原則月1回定例会開催しております。なお、取締役の経営責任を明確にするために、平成14年8月開催の定時株主総会決議により取締役の任期を2年から1年に変更しております。

また、当社は、意思決定・監督と執行の分離により、経営意思決定の迅速化と執行責任の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。常勤役員、執行役員及び部長・室長による経営会議を原則月1回定例会開催しており、取締役会から委任を受けた事項の計画や実施に関する検討など、事業環境の変化に迅速に対応できる意思決定を行っております。

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されており、監査役会が定めた監査役監査基準に則り、監査方針を決定し、取締役の職務の執行を監査しております。監査役会は、原則月1回定例会開催されており、監査役より、監査内容の報告を受けております。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。以上が、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にもあるとおり、ステークホルダーとの利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を実現・維持するために有効な体制であると考えており、現在の企業統治の体制を採用している理由であります。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、株主総会、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人という会社法上の機関に加えて、内部監査を専門に行う組織として、代表取締役社長の直轄部署である内部統制推進課を設置しております。また、取締役の内2名は社外取締役であります。両名は、当社の大株主である株式会社ツルハ代表取締役会長とイオン株式会社取締役兼代表執行役社長 グループCEOであり、内部統制機能の一端を担っております。

ハ. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部統制推進課は、監査担当2名が専任となっており、全営業店舗の金銭管理や資産管理等の監査及び本社各部門への監査を行い、企業内不祥事の未然防止に全力を挙げるとともに、法令や規程に則した業務執行の強化に務めております。また、内部統制推進課は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会（委員長：代表取締役社長）は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性の検討・承認を行っております。

監査役監査については、監査役が取締役会をはじめ経営会議、内部統制委員会にも出席して、取締役の意思決定の状況、監督義務の履行状況及び内部統制の状況を監視できる体制になっております。また、監査役は会計監査人及び内部統制推進課から定期的に監査の報告や説明を受けております。

財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役の当該知見の内容は以下のとおりであります。

- ・常勤監査役田中誠一は、(株)北國銀行に長年勤務した経験から財務及び会計知識を有しております。
- ・社外監査役桑島敏彰は、経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。
- ・社外監査役中村明子は、弁護士としての専門的見地及び見識を持つとともに商事問題に関する豊富な経験を有しております。

なお、当社は、提出日現在で監査役が3名であるため、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

ニ. 会計監査の状況

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は浜田亘、小出健治であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他6名であります。

ホ. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役鶴羽樹は、株式会社ツルハホールディングスの代表取締役会長であり、株式会社ツルハで当社株式数の5.16%を保有しております。なお、当社も株式会社ツルハホールディングスの株式を若干保有（持株比率0.02%）しております。社外取締役鶴羽樹は当社株式を若干保有（持株比率0.03%）しております。所有株式を除き、社外取締役鶴羽樹と当社との人的・資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役岡田元也は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長 グループCEOであり、イオン株式会社で当社株式数の10.01%を保有しております。社外取締役岡田元也と当社との人的・資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役桑島敏彰と当社との人的・資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役中村明子と当社との人的・資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は取締役会に、社外監査役は取締役会及び監査役会に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と専門的見地や豊富な経験から発言を行っております。また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。社外取締役及び社外監査役は、内部統制の一端を担い、当社の企業統治において重要な役割を果たしております。同時に、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席しているほか、内部統制推進課、監査役及び会計監査人は相互に連携し、経営者の意思決定の状況、監督義務の履行状況及び内部統制の状況を監視しております。なお、社外取締役鶴羽樹は経営陣から独立した存在であり、独立役員に指定しております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準または方針については特段定めておりませんが、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と豊富な経験及び見識を有する方を選任しております。

当社は、現在の社外取締役及び社外監査役が企業統治の面で十分に機能していると判断しており、現在の体制を維持することに問題はないと考えております。

②リスク管理体制の整備の状況

当社において発生しうる損失の危険(以下リスクという。)を管理する体制を構築し、リスク発生時における対応の迅速化を図ることを目的として、平成19年7月にリスク管理規程及びリスク管理規程細則を制定するとともに、危機管理委員会(委員長:代表取締役社長)を設置いたしました。また、内部統制推進課は、当社において発生しうるリスクの未然防止と事後対応について管理体制を強化するため、当社内における企業倫理・コンプライアンス体制の確立、浸透及び定着に関する指導並びに推進施策の審議を行い、また、コンプライアンス全般の実施状況のモニタリング並びに当社の新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の審議を行っております。そのほか店舗での防犯、防災に関しては、トラブル対応マニュアルや緊急連絡網の周知徹底により未然防止に努めております。

③役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	145	127	—	3	15	5
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6	—	—	0	1
社外役員	3	2	—	1	—	6

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、平成24年8月17日開催の第28回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分10百万円、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。

監査役の報酬限度額は、平成15年8月18日開催の第19回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。

ストック・オプションについては、株主総会決議により、取締役への割当の上限個数を決定し、各取締役への割当個数は取締役会にて決定しています。

退職慰労金については、算定基準について内規で定めており、役位、在任期間等を勘案し算出しております。

④株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 6 銘柄 貸借対照表計上額の合計額 182百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱北國銀行	104,705	34	事業上の関係維持
㈱ほくほくファイナンシャルグループ	113,000	21	事業上の関係維持
㈱ツルハホールディングス	10,000	50	事業上の関係維持
大正製薬ホールディングス(株)	630	4	事業上の関係維持

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱北國銀行	104,712	44	事業上の関係維持
㈱ほくほくファイナンシャルグループ	113,000	32	事業上の関係維持
㈱ツルハホールディングス	10,000	92	事業上の関係維持
大正製薬ホールディングス(株)	630	5	事業上の関係維持

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その概要は下記のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度としてその責任を負います。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑥取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑦株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑧取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己の株式の取得)

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(取締役及び監査役の実任免除)

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役、監査役（取締役、監査役であった者を含む。）がその任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするために、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月20日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
24	—	28	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、当社の業務の特性及び監査日数等を総合的に勘案し、決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位をもって記載することに変更しました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年5月21日から平成27年5月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 5月20日)	当事業年度 (平成27年 5月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,257	8,481
売掛金	1,706	2,081
商品及び製品	12,135	15,207
前払費用	4	29
繰延税金資産	1,221	1,165
未収入金	2,460	3,361
その他	32	38
貸倒引当金	△18	△23
流動資産合計	22,800	30,342
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 21,769	※1 26,290
減価償却累計額	△5,401	△6,393
建物（純額）	16,367	19,897
構築物	3,661	4,700
減価償却累計額	△1,552	△1,922
構築物（純額）	2,108	2,778
車両運搬具	61	101
減価償却累計額	△22	△43
車両運搬具（純額）	38	57
工具、器具及び備品	881	1,753
減価償却累計額	△585	△775
工具、器具及び備品（純額）	295	978
土地	1,087	1,087
リース資産	3,866	4,258
減価償却累計額	△1,342	△1,712
リース資産（純額）	2,524	2,546
建設仮勘定	1,846	996
有形固定資産合計	24,268	28,342
無形固定資産		
借地権	760	823
ソフトウェア	118	171
電話加入権	1	1
施設利用権	0	2
リース資産	1	—
その他	14	—
無形固定資産合計	895	998

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当事業年度 (平成27年5月20日)
投資その他の資産		
投資有価証券	118	182
関係会社株式	4	4
出資金	8	8
長期貸付金	2	5
従業員に対する長期貸付金	11	10
長期前払費用	166	287
繰延税金資産	182	155
敷金及び保証金	2,378	2,849
建設協力金	885	1,308
破産更生債権等	39	34
その他	48	54
貸倒引当金	△39	△34
投資その他の資産合計	3,807	4,867
固定資産合計	28,972	34,208
資産合計	51,772	64,550
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,379	19,447
1年内返済予定の長期借入金	1,982	2,447
リース債務	708	783
未払金	2,611	3,041
未払法人税等	1,618	1,431
預り金	65	112
賞与引当金	766	906
役員賞与引当金	1	—
ポイント引当金	1,392	1,743
資産除去債務	2	13
その他	3	154
流動負債合計	24,533	30,082
固定負債		
長期借入金	6,741	8,714
役員退職慰労引当金	306	328
リース債務	1,969	1,939
長期未払金	18	8
資産除去債務	1,204	1,474
その他	23	19
固定負債合計	10,264	12,484
負債合計	34,797	42,567

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当事業年度 (平成27年5月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,337	1,367
資本剰余金		
資本準備金	1,490	1,519
その他資本剰余金	50	50
資本剰余金合計	1,540	1,570
利益剰余金		
利益準備金	50	50
その他利益剰余金		
別途積立金	10,500	14,050
繰越利益剰余金	3,504	4,847
利益剰余金合計	14,054	18,947
自己株式	△0	△0
株主資本合計	16,932	21,884
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22	67
評価・換算差額等合計	22	67
新株予約権	19	31
純資産合計	16,974	21,983
負債純資産合計	51,772	64,550

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)
売上高	114,411	134,994
売上原価		
商品期首たな卸高	10,329	12,135
当期商品仕入高	85,438	101,630
合計	95,767	113,765
他勘定振替高	※1 72	※1 76
商品期末たな卸高	12,135	15,207
商品売上原価	83,559	98,481
売上総利益	30,851	36,513
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	1,392	1,743
広告宣伝費	2,095	2,390
役員報酬	250	135
給料及び手当	8,714	9,540
賞与	369	379
賞与引当金繰入額	766	906
退職給付費用	133	152
役員賞与引当金繰入額	1	—
役員退職慰労引当金繰入額	25	21
福利厚生費	1,178	1,363
水道光熱費	1,443	1,773
消耗品費	385	349
租税公課	555	645
貸倒引当金繰入額	57	2
地代家賃	2,416	2,932
減価償却費	1,936	2,626
リース料	346	274
その他	2,881	3,497
販売費及び一般管理費合計	24,951	28,734
営業利益	5,899	7,778
営業外収益		
受取利息	11	21
受取配当金	2	2
受取家賃	45	44
固定資産受贈益	55	48
補助金収入	67	64
受取手数料	85	103
その他	54	32
営業外収益合計	321	317
営業外費用		
支払利息	87	92
貸貸収入原価	27	27
その他	20	17
営業外費用合計	135	136
経常利益	6,085	7,959

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)
特別利益		
新株予約権戻入益	1	-
補助金収入	73	50
特別利益合計	74	50
特別損失		
固定資産除却損	※2 7	※2 13
減損損失	※3 27	※3 110
固定資産圧縮損	73	50
特別損失合計	109	173
税引前当期純利益	6,051	7,835
法人税、住民税及び事業税	2,390	2,558
法人税等調整額	△164	63
法人税等合計	2,226	2,622
当期純利益	3,825	5,213

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金	
当 期 首 残 高	1,312	1,464	50	1,515	50	7,900	2,854	10,804
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							△301	△301
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	1,312	1,464	50	1,515	50	7,900	2,552	10,502
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	25	25		25				
別 途 積 立 金 の 積 立						2,600	△2,600	—
剰 余 金 の 配 当							△273	△273
当 期 純 利 益							3,825	3,825
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	25	25	—	25	—	2,600	952	3,552
当 期 末 残 高	1,337	1,490	50	1,540	50	10,500	3,504	14,054

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	—	13,631	27	27	14	13,673
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△301				△301
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	—	13,329	27	27	14	13,371
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		50				50
別 途 積 立 金 の 積 立		—				—
剰 余 金 の 配 当		△273				△273
当 期 純 利 益		3,825				3,825
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△4	△4	4	0
当 期 変 動 額 合 計	△0	3,602	△4	△4	4	3,602
当 期 末 残 高	△0	16,932	22	22	19	16,974

当事業年度（自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金	
当 期 首 残 高	1,337	1,490	50	1,540	50	10,500	3,504	14,054
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								—
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	1,337	1,490	50	1,540	50	10,500	3,504	14,054
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	29	29		29				
別 途 積 立 金 の 積 立						3,550	△3,550	—
剰 余 金 の 配 当							△321	△321
当 期 純 利 益							5,213	5,213
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	29	29	—	29	—	3,550	1,342	4,892
当 期 末 残 高	1,367	1,519	50	1,570	50	14,050	4,847	18,947

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	△0	16,932	22	22	19	16,974
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		—				—
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	△0	16,932	22	22	19	16,974
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		58				58
別 途 積 立 金 の 積 立		—				—
剰 余 金 の 配 当		△321				△321
当 期 純 利 益		5,213				5,213
自 己 株 式 の 取 得		—				—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）			44	44	12	57
当 期 変 動 額 合 計	—	4,951	44	44	12	5,008
当 期 末 残 高	△0	21,884	67	67	31	21,983

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	6,051	7,835
減価償却費	1,936	2,626
減損損失	27	110
賞与引当金の増減額 (△は減少)	88	139
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	57	1
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	1	△1
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4	21
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	307	350
受取利息及び受取配当金	△13	△23
支払利息	87	92
固定資産除却損	7	13
売上債権の増減額 (△は増加)	△542	△375
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,805	△3,072
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,627	4,068
その他	385	△638
小計	8,221	11,147
利息及び配当金の受取額	13	2
利息の支払額	△87	△92
法人税等の支払額	△1,841	△2,749
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,306	8,307
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	420	—
定期預金の預入による支出	△70	—
有形固定資産の取得による支出	△6,505	△5,074
無形固定資産の取得による支出	△207	△154
敷金及び保証金の差入による支出	△485	△531
敷金及び保証金の回収による収入	52	14
建設協力金の支払による支出	△414	△591
その他	△20	△16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,229	△6,354
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	4,870	4,800
長期借入金の返済による支出	△1,704	△2,362
新株予約権の行使による株式の発行による収入	42	49
割賦債務の返済による支出	△10	△9
リース債務の返済による支出	△593	△885
配当金の支払額	△273	△321
自己株式の取得による支出	△0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,331	1,271
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,407	3,223
現金及び現金同等物の期首残高	3,850	5,257
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,257	※1 8,481

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品（調剤に用いる薬剤等を除く）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 商品（調剤に用いる薬剤等）

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～39年

構築物 10年～30年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社は、従来、商品の評価方法について、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりましたが、当事業年度より、調剤に用いる薬剤等を除き、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更いたしました。

この変更は、業容拡大の中で、利益管理の精緻化を目的として、迅速に在庫金額を把握し、より適正な期間損益計算を行うために行ったものであり、システム改修によって商品（調剤に用いる薬剤等を除く）ごとの平均単価を把握することが可能になったことによるものであります。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度について、遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前に比べて、前事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ59百万円減少しております。また、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、商品及び製品、利益剰余金の前期首残高がそれぞれ467百万円、301百万円減少しております。なお、前事業年度の1株当たり純資産額が10円87銭、1株当たり当期純利益金額が1円23銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が1円23銭それぞれ減少しております。

なお、当社は、平成27年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(貸借対照表関係)

※1 国庫補助金等による圧縮記帳額

当期において、国庫補助金の受入れにより、建物について50百万円の圧縮記帳を行いました。なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当事業年度 (平成27年5月20日)
建物	73百万円	124百万円

2 コミットメントライン契約

当社は資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当事業年度 (平成27年5月20日)
コミットメントラインの総額	2,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	2,000	3,000

(損益計算書関係)

※1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 5月21日 至 平成26年 5月20日)	当事業年度 (自 平成26年 5月21日 至 平成27年 5月20日)
販売費への振替高	72百万円	76百万円

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 5月21日 至 平成26年 5月20日)	当事業年度 (自 平成26年 5月21日 至 平成27年 5月20日)
建物	5百万円	—百万円
リース資産	2	13
計	7	13

※3 減損損失の内容は次のとおりであります。

前事業年度（自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日）

(1) 小杉店

場所	用途	種類	減損損失
富山県射水市	店舗用資産	建物	4百万円
		工具、器具及び備品	0百万円
		リース資産(有形)	6百万円
		長期前払費用	9百万円
		合計	20百万円

(2) 氷見店

場所	用途	種類	減損損失
富山県氷見市	店舗用資産	建物	6百万円
		構築物	0百万円
		工具、器具及び備品	0百万円
		ソフトウェア	0百万円
		合計	6百万円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また賃貸資産や将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。これらの資産グループのうち、閉店を決定した小杉店及び氷見店につきまして、減損損失を認識いたしました。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により算出しておりますが、売却可能性が見込めないため零として評価しております。

当事業年度（自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日）

(1) 新庄店

場所	用途	種類	減損損失
石川県野々市市	店舗用資産	建物	43百万円
		構築物	0百万円
		工具、器具及び備品	0百万円
		リース資産(有形)	2百万円
		合計	47百万円

(2) 鞍月店

場所	用途	種類	減損損失
石川県金沢市	店舗用資産	建物	60百万円
		構築物	1百万円
		工具、器具及び備品	1百万円
		合計	63百万円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また賃貸資産や将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。これらの資産グループのうち、平成27年3月1日に閉店した新庄店及び、平成27年3月31日に閉店を決定した鞍月店につきまして、減損損失を認識いたしました。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により算出しておりますが、売却可能性が見込めないため零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	7,787,000	37,000	—	7,824,000
合計	7,787,000	37,000	—	7,824,000
自己株式				
普通株式(注)2	—	69	—	69
合計	—	69	—	69

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加37,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加69株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	19
合計		—	—	—	—	—	19

(注) 上表ストック・オプションとしての新株予約権のうち、平成24年ストック・オプション(第3回新株予約権)及び、平成25年ストック・オプション(第4回新株予約権)は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年8月19日 定時株主総会	普通株式	124	16	平成25年5月20日	平成25年8月20日
平成25年12月18日 取締役会	普通株式	148	19	平成25年11月20日	平成26年1月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年8月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	148	19	平成26年5月20日	平成26年8月20日

(注) 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当該株式分割は平成26年5月21日を効力発生日としておりますので、平成26年5月20日を基準日とする配当につきましては株式分割前の株式数を基準としております。

当事業年度（自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2, 4	7,824,000	7,865,000	—	15,689,000
合計	7,824,000	7,865,000	—	15,689,000
自己株式				
普通株式 (注) 3, 4	69	69	—	138
合計	69	69	—	138

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加のうち41,000株は、新株予約権の行使による増加であります。
 2. 普通株式の発行済株式の増加のうち7,824,000株は、平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことによる増加であります。
 3. 普通株式の自己株式の増加69株は、平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことによる増加であります。
 4. 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、平成27年5月21日現在の発行済株式数及び自己株式数は、それぞれ31,378,000株及び276株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	31
合計		—	—	—	—	—	31

- (注) 上表ストック・オプションとしての新株予約権のうち、平成25年ストック・オプション（第4回新株予約権）及び、平成26年ストック・オプション（第5回新株予約権）は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年8月19日 定時株主総会	普通株式	148	19	平成26年5月20日	平成26年8月20日
平成26年12月18日 取締役会	普通株式	172	11	平成26年11月20日	平成27年1月30日

- (注) 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当該株式分割は平成26年5月21日を効力発生日としておりますので、平成26年5月20日を基準日とする配当につきましては株式分割前の株式数を、平成26年11月20日を基準日とする配当につきましては株式分割後の株式数を基準としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年8月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	172	11	平成27年5月20日	平成27年8月20日

- (注) 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当該株式分割は平成27年5月21日を効力発生日としておりますので、平成27年5月20日を基準日とする配当につきましては株式分割前の株式数を基準としております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)
現金及び預金勘定	5,257百万円	8,481百万円
現金及び現金同等物	5,257	8,481

2. 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)
ファイナンス・リース取引に係る資産	1,448百万円	907百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務	1,528	980

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、設備投資計画に照らして主に銀行借入によっております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信・債権管理運用規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を確認しております。

敷金及び保証金は、主に土地、建物の賃借時に差入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先ごとの期日及び残高管理をするとともに、与信・債権管理規程に従い、必要に応じてリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に新規店舗の建物建築・設備購入資金等の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で7年であります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社では年次及び月次の資金繰計画表を作成・更新し資金の状況を把握するとともに、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

前事業年度（平成26年5月20日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	5,257	5,257	—
(2) 未収入金	2,460	2,460	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	111	111	—
(4) 敷金及び保証金	2,378	2,076	△302
資産計	10,208	9,905	△302
(1) 買掛金	15,379	15,379	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,982	1,982	—
(3) リース債務(流動)	708	708	—
(4) 未払金	2,611	2,611	—
(5) 長期借入金	6,741	6,827	85
(6) リース債務(固定)	1,969	1,992	23
負債計	29,393	29,502	108

当事業年度（平成27年5月20日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,481	8,481	—
(2) 未収入金	3,361	3,361	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	175	175	—
(4) 敷金及び保証金	2,849	2,791	△57
資産計	14,867	14,809	△57
(1) 買掛金	19,447	19,447	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	2,447	2,447	—
(3) リース債務(流動)	783	783	—
(4) 未払金	3,041	3,041	—
(5) 長期借入金	8,714	8,740	25
(6) リース債務(固定)	1,939	1,945	6
負債計	36,374	36,405	31

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年以内返済予定の長期借入金、(3) リース債務(流動)、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務(固定)

リース債務の時価については、支払総額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年5月20日)	当事業年度 (平成27年5月20日)
非上場株式	7	7
関係会社株式	4	4
出資金	8	8

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式、出資金については、市場価格がなく、時価を評価することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成26年5月20日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,257	—	—	—
未収入金	2,460	—	—	—
敷金及び保証金	212	239	402	1,524
合計	7,931	239	402	1,524

当事業年度（平成27年5月20日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,481	—	—	—
未収入金	3,361	—	—	—
敷金及び保証金	61	281	484	2,022
合計	11,904	281	484	2,022

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成26年5月20日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,982	1,757	1,509	1,199	1,047	1,228
リース債務	708	644	570	450	246	57
合計	2,691	2,402	2,079	1,649	1,293	1,285

当事業年度（平成27年5月20日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,447	2,199	1,889	1,737	1,485	1,402
リース債務	783	708	597	416	176	39
合計	3,231	2,907	2,486	2,154	1,662	1,442

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (平成26年5月20日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	77	31	45
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	77	31	45
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	34	44	△10
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	34	44	△10
合計		111	75	35

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額7百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (平成27年5月20日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	130	31	99
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	130	31	99
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	44	44	△0
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	44	44	△0
合計		175	75	99

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額7百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 関連会社株式

関連会社株式 (当事業年度の貸借対照表計上額は4百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日) 133百万円、当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日) 152百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 5月21日 至 平成26年 5月20日)	当事業年度 (自 平成26年 5月21日 至 平成27年 5月20日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	13	22

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 5月21日 至 平成26年 5月20日)	当事業年度 (自 平成26年 5月21日 至 平成27年 5月20日)
新株予約権戻入益	1	—

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成24年ストック・オプション (第3回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社の取締役8名、執行役員3名、 従業員30名	当社の取締役8名、執行役員4名、 従業員33名
株式の種類別のストック・オプション の数	普通株式 82,000株 (注) 2、3	普通株式 36,200株 (注) 2、3
付与日	平成23年 9月22日	平成24年 9月24日
権利確定条件	(注) 4、5	(注) 4、5
対象勤務期間	自 平成23年 9月22日 至 平成25年 9月30日	自 平成24年 9月24日 至 平成26年 9月30日
権利行使期間	自 平成25年10月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成26年10月 1日 至 平成28年 9月30日

	平成25年ストック・オプション (第4回新株予約権)	平成26年ストック・オプション (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社の取締役8名、執行役員4名、 従業員23名	当社の取締役7名、執行役員4名、 従業員23名
株式の種類別のストック・オプション の数	普通株式 29,000株 (注) 2、3	普通株式 28,800株 (注) 3
付与日	平成25年 9月25日	平成26年 9月25日
権利確定条件	(注) 4、5	(注) 4、5
対象勤務期間	自 平成25年 9月25日 至 平成27年 9月30日	自 平成26年 9月25日 至 平成28年 9月30日
権利行使期間	自 平成27年10月 1日 至 平成29年 9月30日	自 平成28年10月 1日 至 平成30年 9月30日

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は付与時の区分及び人数であります。

2. 株式数に換算して記載しております。また、平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、上記株式数は全て分割後の株式数で記載しております。これにより、第2回・第3回・第4回新株予約権の「株式の種類別のストック・オプションの数」が調整されております。

3. 株式数に換算して記載しております。また、平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しておりますが、「株式の種類別のストック・オプションの数」は当該株式分割前の数を記載しております。

4. ①新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
5. 上記①ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成23年 ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第3回新株予約権)	平成25年 ストック・オプション (第4回新株予約権)	平成26年 ストック・オプション (第5回新株予約権)
権利確定前 (株) (注) 1、2				
前事業年度末	—	36,200	29,000	—
付与	—	—	—	28,800
失効	—	—	—	—
権利確定	—	36,200	—	—
未確定残	—	—	29,000	28,800
権利確定後 (株) (注) 1、2				
前事業年度末	28,000	—	—	—
権利確定	—	36,200	—	—
権利行使	20,000	21,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	8,000	15,200	—	—

(注) 1. 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しているため、第2回・第3回・第4回新株予約権については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しておりますが、上表は当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 単価情報

	平成23年 ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第3回新株予約権)	平成25年 ストック・オプション (第4回新株予約権)	平成26年 ストック・オプション (第5回新株予約権)
権利行使価格 (円) (注) 1、2	582	1,790	3,606	4,905
行使時平均株価 (円)	5,854	6,455	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	227	713	1,259	1,195

(注) 1. 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しているため、第2回・第3回・第4回新株予約権については、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

2. 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しておりますが、上表権利行使価格は当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成26年ストック・オプション（第5回新株予約権）についての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション (第5回新株予約権)
株価変動性（注） 1	36.8%
予想残存期間（注） 2	3.02年
予想配当（注） 3	22円/株
無リスク利率（注） 4	0.1%

（注） 1. 3年間（平成23年9月から平成26年9月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 付与時における平成27年5月期の配当予想によるものであります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当事業年度 (平成27年5月20日)
繰延税金資産		
賞与引当金	271百万円	297百万円
ポイント引当金	492	572
役員退職慰労引当金	108	105
未払事業税	60	60
資産除去債務	427	477
その他	486	303
繰延税金資産小計	1,847	1,815
評価性引当額	△124	△116
繰延税金資産合計	1,722	1,699
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△12	△31
資産除去債務に対応する除去費用	△305	△346
繰延税金負債合計	△318	△378
繰延税金資産の純額	1,404	1,321

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当事業年度 (平成27年5月20日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
住民税均等割	1.4	1.3
税額控除	△3.8	△5.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.1	1.4
その他	0.1	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8	33.5

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年5月21日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年5月21日から平成28年5月20日までのものは32.8%、平成28年5月21日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が106百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が110百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円それぞれ増加しております。

(持分法損益等)

利益基準及び利益剰余金基準からみて、重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主として、店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

除去費用については、過去において店舗の閉店に伴い発生した原状回復費用の実績等から割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。使用見込期間については主たる資産の耐用年数の残存期間としております。割引率については、使用見込期間に対応した国債の利回りを使用しております。これらの数値を基礎に資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)
期首残高	991百万円	1,207百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	201	253
時の経過による調整額	23	27
資産除去債務の履行による減少額	△9	△9
見積りの変更による増加額	—	8
期末残高	1,207	1,487

4. 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において店舗の閉店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用についての見積りの変更を行いました。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品、化粧品等の小売事業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、医薬品、化粧品等の小売事業という単一セグメントであり、当該事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、医薬品、化粧品等の小売事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)
1株当たり純資産額	541.78円	699.59円
1株当たり当期純利益金額	122.49円	166.40円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	121.95円	165.86円

(注) 1. 当社は平成27年4月9日開催の取締役会決議により、平成27年5月21日付をもって普通株式1株につき2株の割合での株式分割を行っております。

これに伴い前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。会計方針の変更に伴う前事業年度に係る1株当たり情報に対する影響額は、「会計方針の変更」に記載しております。

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日)	当事業年度 (自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	3,825	5,213
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	3,825	5,213
普通株式の期中平均株式数(株)	31,227,166	31,331,888
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	138,804	101,480
(うち新株予約権(株))	(138,804)	(101,480)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成25年ストック・オプション (第4回新株予約権)(新株予約権の目的となる株式の株58,000株)	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年5月20日)	当事業年度 (平成27年5月20日)
純資産の部の合計額(百万円)	16,974	21,983
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	19	31
(うち新株予約権(百万円))	(19)	(31)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	16,955	21,951
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	31,295,724	31,377,724

(重要な後発事象)

株式の分割

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と、投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年5月20日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

- ①株式分割前の当社発行済株式総数 :15,689,000株
- ②今回の分割により増加する株式数 :15,689,000株
- ③株式分割後の発行済株式総数 :31,378,000株
- ④株式分割後の発行可能株式総数 :80,000,000株

(3) 分割の日程

- 基準日公告日 平成27年5月1日
- 基準日 平成27年5月20日
- 効力発生日 平成27年5月21日

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社が、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して発行している新株予約権（無償ストック・オプション）の1株当たりの行使価格を平成27年5月21日以降、以下のとおり調整しております。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成23年8月18日定時株主総会決議及び 平成23年9月1日取締役会決議に基づく新株予約権 (第2回新株予約権)	582円	291円
平成24年8月17日定時株主総会決議及び 平成24年9月6日取締役会決議に基づく新株予約権 (第3回新株予約権)	1,790円	895円
平成25年8月19日定時株主総会決議及び 平成25年9月5日取締役会決議に基づく新株予約権 (第4回新株予約権)	3,606円	1,803円
平成26年8月19日定時株主総会決議及び 平成26年9月18日取締役会決議に基づく新株予約権 (第5回新株予約権)	4,905円	2,453円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響等

今回の株式分割による影響については、当該株式分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「(1株当たり情報)」に記載しております。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建物	21,769	4,760	238 (104) [50]	26,290	6,393	1,075	19,897
構築物	3,661	1,052	13 (1)	4,700	1,922	381	2,778
車両運搬具	61	40	—	101	43	21	57
工具、器具及び備品	881	968	96 (1)	1,753	775	283	978
土地	1,087	—	—	1,087	—	—	1,087
リース資産	3,866	907	515 (2)	4,258	1,712	781	2,546
建設仮勘定	1,846	5,034	5,884	996	—	—	996
有形固定資産計	33,174	12,763	6,749 (110) [50]	39,188	10,846	2,543	28,342
無形固定資産							
借地権	760	63	—	823	—	—	823
ソフトウェア	280	106	—	387	216	53	171
電話加入権	1	—	—	1	—	—	1
施設利用権	3	2	—	5	2	0	2
リース資産	11	—	—	11	11	1	—
その他	14	18	33	—	—	—	—
無形固定資産計	1,071	190	33	1,228	230	55	998
長期前払費用	166	164	10	319	32	32	287

- (注) 1. 当期減少額の()内は内書で、減損損失の計上額であります。
2. 当期減少額の[]内は内書で、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳額であります。
3. 当期増加額のうち主なものは新規出店によるものであり、各資産の内訳は次のとおりであります。

資産の種類	地区	金額 (百万円)
建物	北陸地区	642
	信越地区	626
	関東地区	933
	東海近畿地区	1,650
構築物	北陸地区	111
	信越地区	144
	関東地区	276
	東海近畿地区	477
工具、器具 及び備品	北陸地区	72
	信越地区	59
	関東地区	138
	東海近畿地区	173
リース資産	北陸地区	92
	信越地区	99
	関東地区	195
	東海近畿地区	237
建設仮勘定	北陸地区	1,054
	信越地区	945
	関東地区	989
	東海近畿地区	2,043

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,982	2,447	0.82	—
1年以内に返済予定のリース債務	708	783	0.60	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	6,741	8,714	0.60	平成28年～34年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,969	1,939	0.52	平成28年～32年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	11,402	13,884	—	—

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,199	1,889	1,737	1,485
リース債務	708	597	416	176

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	57	23	4	18	58
賞与引当金	766	906	766	—	906
役員賞与引当金	1	—	1	—	—
ポイント引当金	1,392	1,743	1,392	—	1,743
役員退職慰労引当金	306	21	—	—	328

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	1,467
預金	
当座預金	5,853
普通預金	1,158
諸預金	2
小計	7,014
合計	8,481

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国民健康保険団体連合会	410
トヨタファイナンス㈱	379
イオンクレジットサービス㈱	296
社会保険診療報酬支払基金	255
㈱北国クレジットサービス	187
その他	552
合計	2,081

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,706	31,231	30,856	2,081	93.6	22.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 未収入金

品目	金額（百万円）
カナカン㈱	404
三菱食品㈱	339
㈱PALTAC	332
国分㈱	149
その他	2,135
合計	3,361

④ 商品及び製品

品目	金額（百万円）
ヘルス	3,478
ビューティ	5,150
ライフ	4,987
調剤	1,590
合計	15,207

⑤ 買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)Paltac	4,194
明祥(株)	1,913
(株)あらた	1,558
(株)大木	1,384
三菱食品(株)	1,242
その他	9,153
合計	19,447

⑥ 長期借入金

相手先	金額（百万円）
(株)北國銀行	3,073
(株)北陸銀行	2,721
(株)日本政策投資銀行	1,963
(株)三菱東京UFJ銀行	1,838
(株)福井銀行	1,257
(株)みずほ銀行	215
明治安田生命保険相互会社	60
日本生命保険相互会社	30
合計	11,162

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	32,800	64,890	99,841	134,994
税引前四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,893	3,788	5,777	7,835
四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,220	2,468	3,735	5,213
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	38.98	78.85	119.25	166.40

(注) 当社は、平成27年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり四半期(当期)純利益金額」を算定しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	38.98	39.87	40.40	47.15

(注) 当社は、平成27年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり四半期純利益金額」を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月21日から5月20日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月20日
剰余金の配当の基準日	11月20日 5月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—————
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.kusuri-aoki.co.jp
株主に対する特典	毎年5月20日現在の株主に対し、所有する単元株式数（1単元＝100株）に応じて、株主優待カードまたは地方名産品の内、いずれか一つを贈呈。 ① 1単元以上5単元未満 株主優待カードまたは2,000円相当のご当地名産品 ② 5単元以上10単元未満 株主優待カードまたは3,000円相当のご当地名産品 ③ 10単元以上 株主優待カードまたは5,000円相当のご当地名産品 *株主優待カードの提示により、店頭価格より5%割引いたします。 ただし、一部割引対象外の商品があります。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第30期）（自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日）平成26年8月19日北陸財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年8月19日北陸財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第31期第1四半期）（自 平成26年5月21日 至 平成26年8月20日）平成26年9月30日北陸財務局長に提出

（第31期第2四半期）（自 平成26年8月21日 至 平成26年11月20日）平成26年12月26日北陸財務局長に提出

（第31期第3四半期）（自 平成26年11月21日 至 平成27年2月20日）平成27年3月31日北陸財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成26年8月21日北陸財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成26年10月6日北陸財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項2号の2（新株予約権証券）に基づく臨時報告書であります。

平成26年10月6日北陸財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項2号の2（新株予約権証券）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類

平成26年8月20日北陸財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 8 月19日

株式会社クスリのアオキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜田 亘 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クスリのアオキの平成26年5月21日から平成27年5月20日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキの平成27年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クスリのアオキの平成27年5月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社クスリのアオキが平成27年5月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成27年8月19日
【会社名】	株式会社クスリのアオキ
【英訳名】	KUSURI NO AOKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長青木宏憲は、当社の第31期（自平成26年5月21日 至平成27年5月20日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成27年8月19日
【会社名】	株式会社クスリのアオキ
【英訳名】	KUSURI NO AOKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 青木宏憲は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年5月20日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社において連結対象の子会社はなく、全体を単一の事業拠点として捉えていることから、重要な事業拠点は当社事業全体としました。企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。